

議案番号 提案課名	件名 内容
議案第 4 5 号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	<p><b>【改正趣旨】</b>  対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、急速充電設備における火災予防条例上の規制内容が変更されたため一部改正するもの。  また、喫煙等に関する規定の見直しも行われたため、併せて一部改正するもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急速充電設備（第 13 条の 2）  急速充電設備の高出力化のニーズを受け、総務省消防庁により全出力が 200KW を超える急速充電設備の安全性の確認ができたため、これまでの上限 200KW を撤廃して、200KW を超えるものも急速充電設備として対象火気設備等とするもの。  変更内容として、急速充電設備の普及拡大を想定し、充電対象を従来の自動車等に船舶や航空機、これらに類するものを追加。また、急速充電設備としてコネクター型と分離型を規定し、それぞれについて構成機器や保安機器について規定。</li> <li>・喫煙等（第 25 条、別表第 7）  健康増進法による喫煙所の標識の設置と火災予防条例による標識の設置が重複するため、法律である健康増進法に定める標識を準用するように改めるもの。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日。ただし、第 13 条の 2 の第 1 項の改正規定及び付則第 2 項の規定については令和 5 年 10 月 1 日から施行。</p>